

## 平成28年1月1日施行・県民税利子割の改正Q&A

平成27年11月作成

(平成28年2月一部修正)

埼玉県・自動車税事務所

**Q 1 改正後の特別徴収しなければならない納税義務者はどう変わりますか？**

A 1 法人からの徴収がなくなり、利子の支払いを受ける**個人のみ**になります。

**Q 2 法人から徴収するのは間違いですか？**

A 2 平成27年12月までに支払われる利子等で、法人に対して支払われるものは特別徴収する必要があります。

平成28年1月以降に支払われる利子等で、法人に対して支払われるものは利子割の対象外となります。したがって、法人に支払われる利子等から特別徴収することは誤りとなります。

**Q 3 改正に伴い、申告納入先が変わりますか？**

A 3 利子割の申告納入先に変更はありません。埼玉県内に設置した営業所等で県民税利子割の課税対象となる利子等の支払いを行ったときは、埼玉県へ県民税利子割の申告納入を行ってください。

**Q 4-1 法人住民税の課税対象となる法人（法人とみなされて課税対象となるものを含む。）以外は、平成28年1月1日以後に支払を受ける利子が引き続き利子割の課税対象となると考えてよいですか？**

(平成28年2月修正)

A 4-1 法人住民税の課税対象となる法人（法人とみなされて課税対象となるものを含む。）以外のすべてが、平成28年1月1日以後に支払いを受ける利子に係る利子割の課税対象となるものではありません。

例えば、法人ではあるものの法人住民税において非課税対象法人として規定され法人住民税の課税対象とならない法人や、法人でない社団又は財団で収益事業を行わないものなどについては、個人（地方税法第24条第1項第5号）に該当しないため、利子割の課税対象外となります。

(平成28年2月4日付け総務省自治税務局市町村税課長通知 質疑応答1)

Q 4 - 2 平成 28 年 1 月 1 日以後は、利子割の課税対象は個人とされていますが、金融機関には様々な口座がある中で、該当の有無をどのように判断すればよいですか？（平成 28 年 2 月修正）

A 4 - 2 平成 28 年 1 月 1 日以後に支払を受ける利子に係る利子割の課税は、個人が対象となるものです。その判断については、現在も特別徴収義務者（各金融機関）において個人として取り扱う口座であるかどうかによって行われているものと承知しており、原則としてそれに依っていただくことになると考えています。

（平成 28 年 2 月 4 日付け総務省自治税務局市町村税課長通知 質疑応答 2）

Q 4 - 3 金融機関に口座を有する者の中で従来個人として取り扱っていた者について、規約や内部の組織が整備されること等によって利子割の課税対象から外れるものがある場合において、今後、金融機関としては、利子割の実務をどのように行えばよいですか？（平成 28 年 2 月追加）

A 4 - 3 今後の課税実務としては、規約や内部の組織が整備されること等にもとづき利子割の課税対象から外れたことを当該金融機関が覚知した時点から、利子割の課税の有無の切替えが行われることになると考えられます。

（平成 28 年 2 月 4 日付け総務省自治税務局市町村税課長通知 質疑応答 3）

Q 5 収益事業を行っていない N P O 法人は法人税の申告義務がありませんが、収益事業を行っていない N P O 法人は利子割の納税義務者となりますか？

A 5 法人格を有する法人は、収益事業の有無にかかわらず、利子割の納税義務者となりません。

Q 6 私募債を発行しています。平成28年1月1日以降支払われる利子の取扱いはどうなりますか？

A 6 私募債に係る利子については、発行した法人が同族会社かどうかなどの場合分けにより、他の社債と申告税目などの取扱いが異なりますので、御注意ください。

なお、発行した法人が同族会社かどうかについては、税務署にお問い合わせください。

1 一般の法人（「同族会社」以外の法人）が発行した私募債の場合

① 平成27年12月31日以前に発行された私募債の利子

利子の区分が「特定公社債の利子」に該当します。

利子の支払いを受ける個人の住所地の都道府県別に「配当割」で申告納入を行ってください。

② 平成28年1月1日以降に発行された私募債の利子

利子の区分が「一般公社債の利子」に該当します。

利子の支払いを行う営業所等の所在地の都道府県に「利子割」で申告納入を行ってください。

2 法人税法（第2条第10号）の「同族会社」が発行した私募債の場合  
私募債の発行時期に関わらず、利子の支払を受ける者の違いにより、取扱いが異なります。

ア 株主その他の政令（租税特別措置法施行令）で対象となる方が利子の支払いを受ける場合

所得税の総合課税となり個人住民税では所得割が課税されるため、利子割課税の対象外です。

イ 上記ア以外の個人が支払いを受ける方が利子の支払いを受ける場合  
利子の区分は「一般公社債の利子」に該当します。

利子の支払いを行う営業所等の所在地の都道府県に利子割で申告納入を行ってください。

Q 7 今まで利子割で申告納入していた、MMFや中期国債ファンドなどの公社債投資信託の収益の分配の取扱いはどうなりますか？

A 7 平成28年1月1日以降に支払われる収益の分配は、利子割ではなく、「配当割」で申告納入することになりますので、支払いを受ける個人の住所地の都道府県別に配当割で申告納入してください。

**Q 8 他県へ納付すべき金額を誤って埼玉県へ納付しました。更正の請求はどうすればよいですか？**

A 8 誤って納付したことがわかる計算書類を添付して、自動車税事務所へ更正請求書を提出してください。

更正の請求書の様式はこちらへ

埼玉県HP>総合トップ>くらし・環境>税金>申請・手続き

>各種申請申告様式のダウンロード

>県民税利子割・配当割・株式等譲渡所得割の様式>[県税の更正請求書](#)

**Q 9 特定公社債以外の公社債利子に係る利子割の納入申告書はどこで入手できますか？**

A 9 埼玉県自動車税事務所に所定の様式がありますので、諸税担当（電話048-658-0235）へお問い合わせください。

**Q10 特定公社債以外の公社債利子に係る利子割の納入申告書の書き方を教えてください。**

A10 県民税利子割納入申告書の記載例については、[こちら](#)をご覧ください。

**Q11 国債などの利子は利子割の課税対象ではなくなるのですか？**

A11 平成28年1月1日以降、公社債の利子は、大きく「特定公社債」と「一般公社債」に区分されます。国債は、利子割でなく配当割で申告納入することとなります。

詳しくは国税庁HP<http://www.nta.go.jp/index.htm>を参照してください。

**Q12 一般公社債はどのような金融商品が該当しますか？**

A12 特定公社債に該当しないものが「一般公社債」になります。

具体的には、平成28年1月1日以降に発行される私募債の利子などが該当します。

**Q13 利子割から外れるものには、どのような金融商品がありますか？**

- A13
- ・特定公社債の利子（国債、地方債、平成27年12月31日以前に発行された公社債（※その発行時点において法人税法上の同族会社が発行したものを除く））
  - ・外国債の利子
  - ・公募公社債投資信託の収益の分配（証券会社・銀行等で販売している中期国債ファンド、MMFなど）

**Q14 預貯金の利子の区分に変更はありますか？**

- A14 変更はありません。従前どおり利子割となります。

**Q15 従前どおり、利子割の対象となる金融商品はどのようなものがありますか？**

- A15
- ・預貯金の利子
  - ・合同運用信託の収益の分配
  - ・財形貯蓄の生命保険の差益、一時払養老保険、一時払損害保険の差益
  - ・懸賞金付預貯金等、定期積金、抵当証券など

**Q16 平成28年1月支払分から、利子割の納入申告書は変わりますか？**

- A16 様式が変更となります。ただし、変更になるのは金融商品の変更に伴うものであり、申告納入の方法は今までと変わりません。

**Q17 改正に伴い、利子割の申告納入先に変更はありますか？**

- A17 利子割自体の申告納入先の変更はありません。  
利子割に該当するものであれば、埼玉県内にある営業所を通じて支払われる利子等について特別徴収し、自動車税事務所へ申告納入してください。

Q18 H28年1月支払分以降で、誤って法人に支払った利子から特別徴収してしまいました。どうすればよいですか？

A18 誤徴収した金額は、特別徴収義務者から法人へ返還することとなります。  
特別徴収義務者は、法人から誤って徴収してしまった金額について、証拠書類等を添付して、自動車税事務所へ更正の請求を行ってください。  
自動車税事務所では、それに基づき誤徴収した金額を特別徴収義務者へ還付する手続きを行います。自動車税事務所から利子の支払いを受けた法人へ直接返還することはできません。

Q19 利子割で申告納入すべきものを配当割で申告納入してしまいました。どうすればよいですか？

A19 正しい税目である利子割で申告納入してください。  
配当割については、金融商品の内容がわかる資料を添付して、更正請求書を提出してください。

様式についてはこちら

埼玉県HP>総合トップ>暮らし・環境>税金>申請・手続き  
>各種申請申告様式のダウンロード  
>県民税利子割・配当割・株式等譲渡所得割の様式  
>[県税の更正請求書](#)

Q20 利子割で申告納入すべきものを配当割で申告納入した場合、どのような問題がありますか？

A20 配当割は「更正の請求書」を提出すれば還付されますが、利子割は申告がないため、期限後申告となった場合は、不申告加算金・延滞金がかかります。

申告税目の誤りによって、加算金・延滞金などの不利益が生じるので、くれぐれも誤りのないように申告納入をお願いします。

**【お問い合わせ先・提出先】**

埼玉県自動車税事務所 諸税担当

〒330-0844

さいたま市大宮区下町3-8-3

電話 048-658-0235